

民法の一部を改正する法律の施行に伴う恩給給与規則の規定の整備及び経過措置に関する政令 参照条文

目次

| | |
|---------------------------------|---|
| ○ 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）（抄） | 1 |
| ○ 民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）（抄） | 4 |

○ 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）（抄）

第二条ノ三 恩給法第六十五条第二項乃至第五項又ハ恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五百五十五号以下法律第五百五十五号ト称ス）附則第三条ノ規定ニ依リ例ニ依ルモノトセラレタル同法ニ依ル改正前ノ恩給法第六十五条ノ二第三項若ハ法律第五百五十五号附則第二十二條ノ三ノ規定ニ依ル加給ヲ含ム増加恩給又ハ傷病年金ヲ請求セントスル場合ニ於テハ公務傷病ニ因ル恩給請求書ニ第二条第一項及第二項各号ニ掲グル書類ノ外其ノ加給ノ原因タルベキ者ノ戸籍謄本（公務員又ハ之ニ準ズベキ者ノ退職ノ時以後ノ加給ノ原因タルベキ者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）及其ノ者（妻ヲ除ク）ガ公務員又ハ之ニ準ズベキ者（以下公務員ト称ス）ノ退職當時（退職後出生シタル子ニ付テハ出生當時、退職後養子ト為リタル子ニ付テハ縁組當時）ヨリ引続キ之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルモノナルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付スベシ

②前項ノ場合ニ於テ加給ノ原因タルベキ者ガ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ナルトキハ同項ノ規定ニ依ルノ外重度障害ノ状態ヲ証スル診断書及生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書ヲ添付スベシ

③第一項ノ規定ニ依リ公務員ノ戸籍謄本ヲ添付スルコトトナル場合ニハ第二条第一項第二号ノ戸籍抄本ハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ

第三条ノ三 恩給法第六十五条第二項乃至第五項又ハ法律第五百五十五号附則第三条ノ規定ニ依リ例ニ依ルモノトセラレタル同法ニ依ル改正前ノ恩給法第六十五条ノ二第三項若ハ法律第五百五十五号附則第二十二條ノ三ノ規定ニ依ル加給ヲ受クル恩給権者ハ其ノ加給ノ原因タル者ノ變動アリタル場合（総務大臣ガ裁定シタル恩給ニ付テ国内ニ居住スル加給ノ原因タル者ガ死亡シタル場合ヲ除ク）ニ於テハ公務傷病ニ因ル恩給改定請求書ニ左ノ書類ヲ添付シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

一 新ニ加給ノ原因タルベキ者ノ生ジタル場合ニ在リテハ恩給証書及其ノ者ノ戸籍謄本並ニ退職後出生シタル子ニ付テハ其ノ者ガ出生當時（退職後養子ト為リタル子ニ付テハ其ノ者ガ縁組當時）ヨリ引続キ増加恩給ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルモノナルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 加給ノ原因タリシ者ノ加給ノ原因タル事由消滅シタル場合ニ在リテハ恩給証書及其ノ事由ノ消滅シタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

②第二条ノ三第二項ノ規定ハ前項第一号ノ場合ニ於テ新ニ加給ノ原因タルベキ者ガ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ナル場合ニ之ヲ準用ス

第十条ノ十二 恩給法第七十五条第二項ノ規定ニ依ル加給ヲ含ム扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ前十四条ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添付スベシ

一 加給ノ原因タルベキ遺族ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ加給ノ原因タルベキ遺族ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）（前十四条ノ規定ニ依リ添付スベキ戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク）

二 加給ノ原因タルベキ遺族ガ公務員ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコト及扶助料ヲ受ケントスル者ニ

依り生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

②第二条ノ三第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ於テ加給ノ原因タルベキ遺族ガ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ナル場合ニ之ヲ準用ス

第十条ノ十三 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号以下法律第五十一号ト称ス）附則第十四条第一項ニ規定スル加算ヲ含ム扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第六条乃至第十条ノ十一ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添付スベシ

一 加算ノ原因タルベキ子ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ加算ノ原因タルベキ子ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）（第七条乃至第十条ノ十一ノ規定ニ依リ添付スベキ戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク）

二 加算ノ原因タルベキ子ガ公務員ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコト及扶助料ヲ受ケントスル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

三 法律第五十一号附則第十四条ノ二第一項ニ規定スル老齡、退職又ハ障害ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ受クルヤ否ヲ明瞭ニシ得ル申立書

②加算ノ原因タルベキ子ガ十八歳以上ナル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ重度障害ノ状態ヲ証スル診断書及生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書ヲ添付スベシ但シ当該子ガ二十歳未満ナル場合ニ於テハ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書ハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ

第十一条ノ二 恩給法第七十五条第二項ノ規定ニ依ル加給ヲ受クル扶助料権者ハ其ノ加給ノ原因タル遺族ノ員数ノ増減アリタル場合（総務大臣ガ裁定シタル恩給ニ付テ国内ニ居住スル加給ノ原因タル遺族ガ死亡シタル場合ヲ除ク）ニ於テハ加給員数ノ變動ニ依ル扶助料改定請求書ニ左ノ書類ヲ添付シ裁定序ニ之ヲ差出スベシ

一 加給ノ原因タルベキ遺族ノ員数増加シタル場合ニ在リテハ扶助料証書及戸籍謄本（加給ノ原因タル遺族ノ員数ノ増加ヲ明瞭ニシ得ルモノ）並第十条ノ十二第一項第二号ノ申立書

二 加給ノ原因タル遺族ノ員数減少シタル場合ニ在リテハ扶助料証書及加給ノ原因タル遺族ノ員数ノ減少シタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

②第二条ノ三第二項ノ規定ハ前項第一号ノ場合ニ於テ加給ノ原因タルベキ遺族ガ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ナル場合ニ之ヲ準用ス

第十一条ノ三 法律第五十一号附則第十四条第一項ノ規定ニ依ル加算ヲ受クル扶助料権者ハ其ノ加算ノ原因タル子ノ員数ノ變動ニ因リ加算ノ年額ニ増減アリタル場合（総務大臣ガ裁定シタル恩給ニ付テ国内ニ居住スル加算ノ原因タル子ガ死亡シタル場合ヲ除ク）ニ於テハ加算員数ノ變動ニ依ル扶助料改定請求書ニ左ノ書類ヲ添付シ裁定序ニ之ヲ差出スベシ

- 一 加算ノ原因タルベキ子ノ員数ノ増加ニ因リ加算年額ヲ増額スベキ場合ニ在リテハ扶助料証書及戸籍謄本（加算ノ原因タル子ノ員数ノ増加ヲ明瞭ニシ得ルモノ）並第十條ノ十三第一項第二号ノ申立書
 - 二 加算ノ原因タル子ノ員数ノ減少ニ因リ加算年額ヲ減額スベキ場合ニ在リテハ扶助料証書及加算ノ原因タル子ノ員数ノ減少シタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書
- ②第十條ノ十三第二項ノ規定ハ前項第一号ノ場合ニ於テ加算ノ原因タルベキ子が十八歳以上ナル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條ノ四 恩給法第七十五條第一項第一号ニ規定スル扶助料（恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三十九号）第七條中法律第五十一号附則第十四條ノ次ニ一條ヲ加フル改正規定ノ施行ノ日以後ニ給与事由ノ生ジタル扶助料ニ限ルモノトシ以下本條及第三十四條ノ二第三号ニ於テ同ジ）ヲ受クル者ハ法律第五十一号附則第十四條第一項ノ規定ニ依ル加算ヲ受クルコトトナリタルトキハ加算ニ関スル扶助料改定請求書ニ左ノ書類ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

一 法律第五十一号附則第十四條第一項第二号ニ該当スルニ至リタルトキハ扶助料証書、戸籍謄本（加算ノ原因タル子ノアルコトヲ明瞭ニシ得ルモノ）、第十條ノ十三第一項第二号及第三号ノ申立書並ニ重度障害ノ状態ヲ証スル診断書（加算ノ原因タルベキ子が十八歳以上ノ場合）又ハ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ証スル市町村長若ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書（加算ノ原因タルベキ子が二十歳以上ノ場合）

二 法律第五十一号附則第十四條第一項第三号ニ該当スルニ至リタルトキハ扶助料証書及第十條ノ十三第一項第三号ノ申立書

②法律第五十一号附則第十四條ノ二第二項ノ規定ニ依ル加算額ノ加算ヲ含ム扶助料ヲ受クル者ハ其ノ後同條第一項ニ規定スル老齡、退職又ハ障害ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ受クルコトトナリタルトキハ加算ニ関スル扶助料改定請求書ニ扶助料証書及第十條ノ十三第一項第三号ノ申立書ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

③法律第五十一号附則第十四條第一項ノ規定ニ依ル加算ヲ含ム扶助料ヲ受クル者ハ法律第五十一号附則第十四條ノ二第一項ニ規定スル老齡、退職又ハ障害ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ受クルコトトナリタルトキハ加算ニ関スル扶助料改定請求書ニ前項ニ規定スル書類ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

第三十四條ノ二 恩給法第九條ノ二ノ規定ニ依ル恩給受給權存否ノ調査ハ左ノ事項ニ付之ヲ行フ

- 一 遺族タル夫又ハ成年ノ子が重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキコト又ハ公務員ノ死亡ノ當時ヨリ重度障害ノ状態ニ在ルコトニ因リ扶助料又ハ傷病者遺族特別年金ヲ給セラルトキハ其ノ者ニ付テハ此等ノ事情ノ繼續ノ有無
- 二 恩給法第六十五條第二項若ハ第七十五條第二項又ハ恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号以下法律第八十一号ト称ス）附則第十三條第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ受クル受給者ニ付テハ加給ノ原因タル者が重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ナルトキハ其ノ事情ノ繼續ノ有無
- 三 法律第五十一号附則第十四條第一項ノ規定ニ依ル加算ヲ含ム扶助料ヲ受クル者ニ付テハ法律第五十一号附則第十四條ノ二第一項ニ規定スル老齡、退職又ハ障害ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ受給ノ有無

- 四 法律第五十一号附則第十四条第一項第一号又ハ第二号ノ規定ニ依リ加算ヲ受クル受給者ニ付テハ加算ノ原因タル子ガ十八歳以上ナルトキハ其ノ加算ノ原因タル事情ノ継続ノ有無
- 五 国外ニ居住スル受給者ニ付テハ其ノ生存ノ事実ノ有無
- 六 恩給法第六十五条第二項若ハ第七十五条第二項、法律第五百五十五号附則第三条ノ規定ニ依リ例ニ依ルモノトセラレタル同法ニ依ル改正前ノ恩給法第六十五条ノ第二第三項、法律第五百五十五号附則第二十二條の三若ハ法律第八十一号附則第十三条第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ受クル受給者又ハ法律第五十一号附則第十四条第一項第一号若ハ第二号ノ規定ニ依リ加算ヲ受クル受給者ニ付テハ加給又ハ加算ノ原因タル者ガ国外ニ居住スルトキハ其ノ生存ノ事実ノ有無
- 七 前各号ニ掲グルモノノ外裁定庁ガ必要ト認ムルトキハ受給者ノ身分關係ノ變動其ノ他恩給受給權ヲ消滅セラルベキ原因タル事実等ノ有無

○ 民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

（恩給法等の適用に関する経過措置）

第五条 次の各号に掲げる子に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「未成年ノ子」とあるのは、「二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは、「ナキ二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」とする。

- 一 施行日の前日において恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十六条第一項から第三項までの規定による増加恩給について同法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同条第三項から第五項までの規定
- 二 施行日の前日において恩給法第七十三条第一項の規定による扶助料について同法第七十五条第二項及び第三項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同項の規定
- 三 施行日の前日において恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五百五十五号）附則第二十二條第一項の規定による増加恩給について同条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同条第三項から第五項までの規定
- 四 施行日の前日において恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）附則第十三条第一項の規定による特例傷

病恩給について同条第三項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 恩給法第六十五条第三項から第五項までの規定

2 施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている恩給法第七十三条第一項の規定による扶助料に係る当該子に対する同項並びに同法第七十四条及び第八十条第一項の規定の適用については、同法第七十三条第一項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」と、同法第七十四条及び第八十条第一項第四号中「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」とする。

3 施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十五条第一項及び第五項の規定による傷病者遺族特別年金に係る当該子に対する同条第六項において準用する恩給法（以下この項において「準用恩給法」という。）第七十三条第一項、第七十四条及び第八十条第一項の規定の適用については、準用恩給法第七十三条第一項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」と、準用恩給法第七十四条及び第八十条第一項第四号中「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」とする。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「。次号において同じ」を加え、「（十八歳以上二十歳未満の子にあつては重度障害の状態にある者に限る。）」を削り、同項第二号中「（前号に規定する子に限る。）」を削る。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 施行日の前日において恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料について前条の規定による改正前の恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する恩給法第七十五条第三項及び前条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（以下この条において「新昭和五十一年恩給法等改正法」という。）附則第十四条第一項の規定の適用については、恩給法第七十五条第三項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは「ナキ二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」と、新昭和五十一年恩給法等改正法附則第十四条第一号中「である子」とあるのは「である子（十八歳以上二十歳未満の子（婚姻した子を除く。）にあつては重度障害の状態にある者に限る。）」と、同項第二号中「である子」とあるのは「である子（前号に規定する子に限る。）」とする。

(政令への委任)
第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。